

## 変動金利定期預金（単利型）

平成28年1月1日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金（単利型）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式：1年、2年、3年（ただし、3年は法人のみ） ・預入時の申出により自動継続（元金継続）の取扱いができます
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 ①適用金利  ②利払方法  ③計算方法 ④税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し預入日から6ヵ月毎に、当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金〔預入金額1,000万円以上の場合〕または、自由金利型定期預金（M型）〔預入金額1,000万円未満の場合〕または、自由金利型定期預金（M型）〔預入金額300万円未満の場合〕各々6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します</li> <li>・継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します</li> <li>・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更した時は変更後の利率〕×70%）により計算します</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>・個人の利息には20.315%※の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。 法人は総合課税となります。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率）</li> <li>・個人の方はマル優の取扱いができます</li> </ul>

9. 中途解約時の取扱い

・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日までの日数および以下の期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに支払います

		お 預 入 れ 期 間					
		6 月 未 満	6 月 以 上	1 年 以 上	1 年 6 月 以 上	2 年 以 上	2 年 6 月 以 上
お預入れ日から満期日までの期間	1年～3年未満	普通	50%	70%	70%	70%	70%
	3年	普通	40%	50%	60%	70%	90%

※6ヵ月未満は、解約日における普通預金の利率となります

※6ヵ月以上は、約定利率に対する割合が表示してあります

10. 金利情報について

・店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください

11. 苦情処理措置・  
紛争解決措置

**苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。

**紛争解決措置** 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）

利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。

12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li><li>・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます</li></ul>
---------------	---